

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道釧路商業高等学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校はいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？	一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
	心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
	行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

北海道釧路商業高等学のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校 HP を 御覧下さい。	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ問題の対応は、学校における最重要課題の1つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。 ●いじめは「どの生徒にも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、その防止等に向けて学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをねらいとして毅然とした態度で取り組んでいく。
---	--

いじめ防止対策委員会 の役割や活動	<p>【構成員】</p> <p>校長・教頭・生徒指導部長・学年主任・養護教諭・生徒指導部（1名）</p> <p>※必要に応じて、スクールカウンセラー・学校医・学校評議員</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の作成、見直し ・年間指導計画の作成 ・校内研修会の企画・立案 ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
----------------------	---

いじめ防止 プログラムの活動	<p>【未然防止】</p> <p>①学業指導の充実 ②特別活動・道徳教育の充実 ③情報教育の充実</p> <p>④生徒会活動の充実 ⑤職員を対象とした研修 ⑥保護者・地域との連携</p> <p>【早期発見】</p> <p>①実態の把握 ②定期的なアンケート調査の実施</p> <p>③日常的な生徒の観察 ④定期的な教育相談</p> <p>⑤保護者・地域との連携 ⑥情報端末への対策</p>
-------------------	--

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

釧路商業高等学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0154-52-3331（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メー ル）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メー ル）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
釧路教育局教育相談電話（電 話）	0154-43-1475	



子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



